

令和元年度 第11回庁議要旨

日時：令和元年9月3日（火）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 河北幼稚園における預かり保育の実施について（教育委員会・福祉部）

預かり保育は、幼稚園の教育時間以外の時間において、幼稚園の管理の下、保育の必要な園児を保育する教育活動で、市立幼稚園においては、現在、桃生幼稚園のみで実施している。同園での現在の利用者数は園児43人中、年間預かり9名、一時預かり延べ26名である（令和元年7月末日現在）。

河北地区は桃生地区と同様、地区内に民間保育施設はなく、市立の各保育所（飯野川、大川、大谷地、二俣）もほぼ定員に達している。平成30年3月策定の「石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」においても、河北幼稚園での預かり保育の実施については、検討の課題となっていた。

本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者のニーズを把握するため、7月に河北幼稚園の4歳児保護者（33名）に対し、預かり保育の実施についてアンケート調査を行ったところ、過半数の保護者から利用の希望があった。

令和2年4月から河北幼稚園においても預かり保育を実施し、飯野川保育所との統合による将来的なこども園化までの間、桃生地区と同様、保護者の子育てを支援するとともに、幼児の健やかな成長に資する。

(1) 主な内容

1 実施概要

幼稚園教育要領上の教育活動として、河北幼稚園の教育時間以外の時間において、幼稚園の管理の下、保育の必要な園児について、当該施設で預かり保育を行う。

2 実施日・時間

令和2年4月から

平日 教育時間終了後～午後6時

長期休業中 午前8時30分～午後6時（学年末休業日・夏季休業日・冬季休業日）

※休園日（土、日、祝日、学年始休業日の4月1日から入園式まで、お盆期間（8/13～16）、年末年始（12/29～1/3）等）を除く。

3 対象児

河北幼稚園の在園児（4・5歳児）

4 利用定員（桃生幼稚園と同じ）

おおむね30人

5 預かり保育料（桃生幼稚園と同額）

月額 5,000円

日額 250円

※子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性の認定を受けた園児は、預かり保育料は無償。
(保育の必要性が認定されなかった場合は、別に定めるところにより有償にて利用可能とする。)

(2) 今後の予定

令和元年 9月 教育委員会第9回定例会に石巻市立幼稚園園則の一部改正について提案
(令和2年4月1日施行予定)
10月 新年度園児募集開始(入園案内パンフレット、市報、市HPにて周知予定)
令和2年 1月 入園決定通知
4月 河北幼稚園において預かり保育の実施

[報告事項]

1 協働推進人材育成事業の実施について(復興政策部)

現在、本市では、少子高齢化の進行や人口減少、個人のライフスタイルの多様化などによって、地域コミュニティの希薄化、担い手不足などの地域課題が生じ、また市民ニーズの多様化により行政の細やかな対応が必要となっている。さらに石巻市では東日本大震災の影響により、これらの状況は一層加速している。

また、令和2年度に復興期間が終了するにあたり、予算の縮減や市職員数の減少といった行政内部の課題がある状況である。

そのような中で、NPO等の市民公益活動団体が持つスキルや、町内会等の住民自治組織がもつ地域に根差した活動などは、本市の抱える課題を解決するには非常に有益なものであるため、本市にとっては「様々な主体をパートナーとして、お互いに補完し合いながら協働する」ということが必要不可欠なものとなっている。

本市が様々な主体と協働するにあたっては、まず、市職員の協働に対する意識の向上(協働の必要性の認識)が必要となる。また、質の高い協働を実践するには、相手方の特性や発想を知る必要がある。

それらを学ぶため、協働の相手方の1つであり、高い専門性や機動力を持つNPO等の市民公益活動団体に市職員を派遣し、実体験を通じて理解を深め、協働を推進する人材を育成していく。

(1) 主な内容

市職員をNPO等の市民公益活動団体に派遣し、実体験を通じて市民公益活動団体に対する理解を深めるとともに、市と市民公益活動団体との協働推進の必要性を学ぶ。

【事業内容】

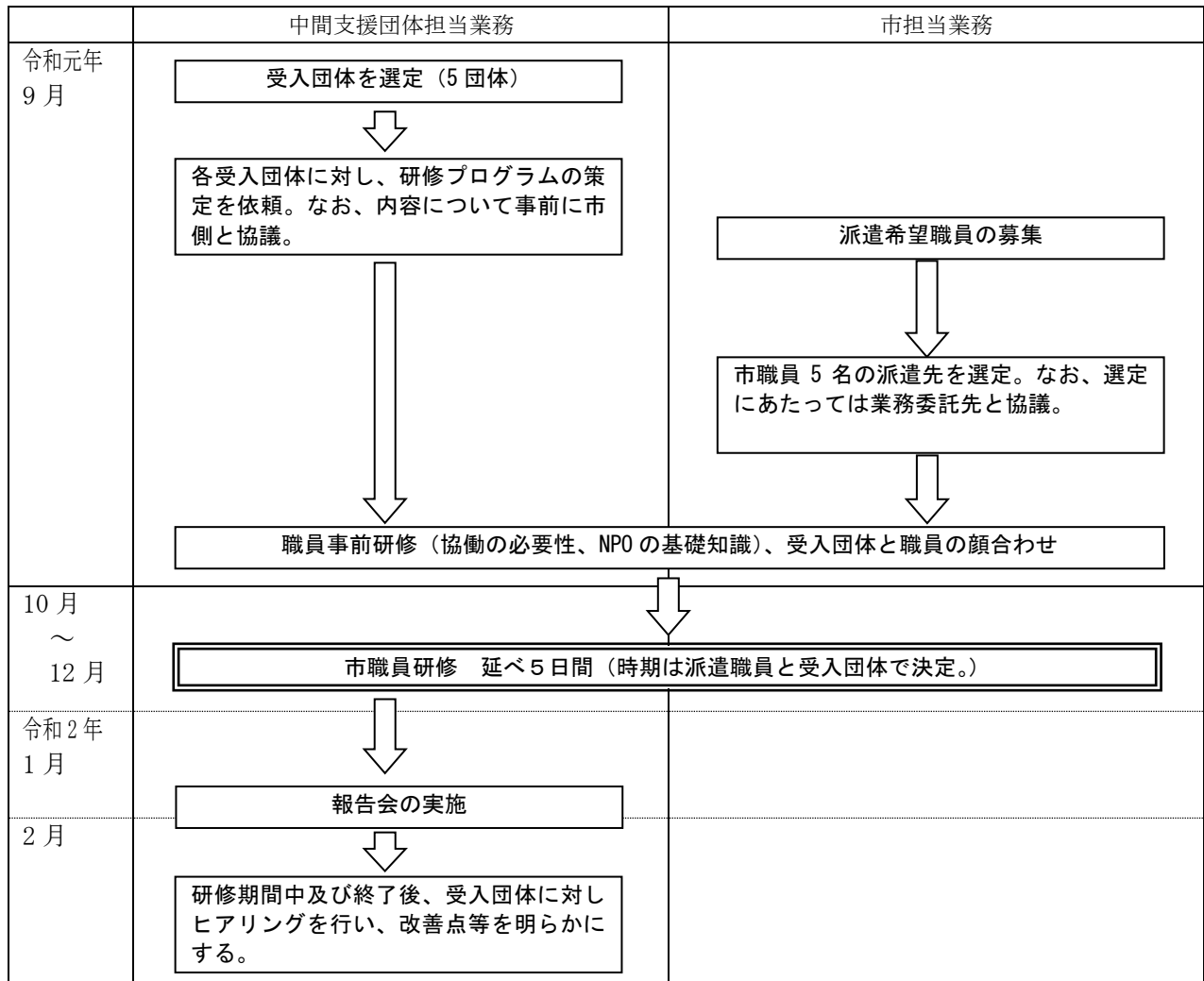
■派遣人数：5名 ■受入団体：5団体 ■派遣期間：延べ5日間

(2)今後の予定

【主な予定】

- 令和元年 9月上旬 業務委託契約締結
- 中旬 派遣職員募集開始
- 下旬 派遣職員及び派遣先決定
- 10月上旬 事前研修実施（半日程度）
- 10月中旬～12月 派遣期間（5日間）
- 令和2年 1月下旬 報告会実施

【事業の流れ】



2 庁用自動車へのドライブレコーダーの設置及び管理運用について（総務部）

庁用自動車の事故が増えており、また、相手方との交渉で解決まで長引くケースが発生している。その他、全国的にあおり運転が原因となるトラブルが問題となっている。

庁用自動車にドライブレコーダーを設置するとともに、これを適切に管理運用することについて必要な要綱を定め、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故発生時における事故責任の明確化及び処理の迅速化並びに犯罪捜査への協力による犯罪抑止力の強化を図る。

(1) 主な内容

交通事故の防止に有効なドライブレコーダーを庁用自動車に搭載することで、職員の安全運転意識向上や事故時の責任の明確化を図る。

① 業務用ドライブレコーダーの設置予定台数

令和元年度 約180台

令和2年度 約180台

② 石巻市庁用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定

【主な項目】

・管理責任体制の設置

(統括管理責任者：総務部長、副統括管理責任者：総務部管財課長、管理責任者：各所属長、運用責任者：管理責任者が指定する職員)

・ドライブレコーダーの設置方法 (前方録画)

・データの取扱い制限

(データは、統括管理責任者等及び運用責任者に限り、取扱うことができる。なお、記録媒体をドライブレコーダーから抜き差しする場合は、運用責任者の許可を必要とする。)

・データ提供の制限 (交通事故の原因究明目的等)

・個人情報保護

(2) 今後の予定

令和元年10月上旬 個人情報保護審査会に諮問・答申 (予定)

石巻市庁用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定 (施行予定年月日：令和元年10月13日)

中旬 入札公告

11月上旬 契約締結

11月～ 取り付け業務

順次運用開始

3 令和元年度石巻市総合防災訓練の実施について (総務部)

東日本大震災の教訓を踏まえ、市民一人ひとりが自ら避難行動をとることができるように、市内一斉の地震による津波・土砂災害等の災害危険区域からの避難訓練を実施している。

市民一人ひとりが、『自分の命は自分で守る、みんなの命は地域で支える』という自助・共助の意識を更に強め、防災についての正しい知識と行動力を身につけるもの。

(1) 主な内容

① 日 時：令和元年11月3日 (日)

(ステージ1) 地震による津波・土砂災害等の災害危険区域からの避難訓練

午前9時～午前10時

(ステージ2) 地域の自主的な災害応急対策訓練 午前10時～

② 場 所：市内全域 (視察会場 湊小学校)

なお、総合支所においては、各地域に即した訓練を実施

- ③ 内 容：「令和元年度石巻市総合防災訓練実施要領」のとおり
- ④ 参加機関：石巻市、宮城県、石巻市教育委員会、石巻市消防団、石巻地区広域消防
石巻警察署、河北警察署、陸上自衛隊（第22普通科連隊）、自主防災会
町内（区）会、石巻市防災士協議会、宮城県測量設計業協会 等

⑤ 重点実施事項

- ・平成30年6月から避難所担当職員制度の運用が開始されたことに伴い、今回の訓練では、各担当が訓練に参加し、避難所を運営するために必要な一連の流れを地域住民とともに実践する。
- ・一部避難所において、職員が避難所の開設状況等をLINEで報告、協力企業におけるドローンでの情報共有訓練の実施を予定している。

(2) 今後の予定

- 令和元年 9月 市報への掲載及び市ホームページの更新
公共施設、広報掲示板等へのポスター掲示
町内（区）会長及び自主防災会長への訓練参加動向調査依頼
訓練周知チラシの全戸配付（9月12日行政委員配布）
- 10月 訓練従事職員への業務説明会実施
※実施要領細部の検討及び各関係機関との調整については継続して実施

4 令和元年度宮城県原子力防災訓練の実施について（総務部）

原子力防災訓練は、女川原子力発電所の運転開始の前年（昭和58年）から宮城県、旧牡鹿町、旧雄勝町、石巻市及び女川町で実施してきた。

東日本大震災以降は、原子力災害対策指針の見直しにより、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が女川原子力発電所から半径30kmと拡大されたことから、宮城県、石巻市、女川町に加え、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町が訓練を実施している。

原子力防災関係機関における原子力災害発生時の応急対策に関する検証と、地域住民の防災意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 日 時：
 - ア 令和元年11月12日（火）午前9時から
 - イ 令和元年11月13日（水）午前9時から
- ② 場 所：石巻市内全域（避難先自治体を含め県内各市町で実施）
- ③ 主 催：宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
- ④ 事故想定：宮城県沖にて地震発生後、外部電源の喪失により、定格熱出力運転中の東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において原子炉が自動停止し、機器故障によって原子炉冷却機能が喪失した後に全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、放射性物質が女川原子力発電所の西から北西方向の範囲に放出され、同方向において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になったと想定する。

⑤ 訓練項目

ア 令和元年11月12日(火)

- (ア) 緊急時通信連絡訓練
- (イ) 県災害対策本部運営訓練
- (ウ) 石巻市災害対策本部運営訓練
- (エ) 県現地災害対策本部運営訓練
- (オ) 原子力災害合同対策協議会等活動訓練
- (カ) 緊急時モニタリング訓練
- (キ) 広報訓練(オフサイトセンター内)
- (ク) 原子力災害医療活動訓練(汚染傷病者搬送訓練、病院等における入所者等避難訓練(通信))

イ 令和元年11月13日(水)

- (ア) 広報訓練(防災行政無線・緊急速報メール等)
- (イ) 原子力災害医療活動訓練(避難退域時検査訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練)
- (ウ) 住民避難等訓練
 - ・ 屋内退避訓練
 - ・ 広域避難訓練
- (エ) 交通対策等措置訓練

⑥ その他

平成29年3月に策定した広域避難計画及び現在関係機関で構成される女川地域原子力防災協議会作業部会で作成中の「緊急時対応」の実効性を検証する場とする。

(2) 今後の予定

- 令和元年 9月 職員等参加依頼及び細部計画について、決定し次第グループウェアに掲載
(中旬頃県から関係機関に実施要領発送予定)
- 同月下旬 訓練概要等県プレス発表予定
- 10月下旬 訓練内容等県プレス発表予定

5 母子・父子家庭医療費助成及び重度心身障害者医療費助成の拡充について(福祉部)

税制上、婚姻を前提とする寡婦(夫)と未婚ひとり親の取扱いに差があることから、国では平成28年4月の「児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、「ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから、一部の地方自治体に取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握につとめ、必要に応じて適切な処置を講ずること」とした。これを契機に、児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の算定について、上位法等が改正され、みなし寡婦(夫)控除を適用し実施してきた。(税制上の対応の要否等については、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされている。)

また、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額の適用についても、上記控除の適用と同時に法改正等が行われている。

県においては、令和元年度(受給証書更新時の10月)より、母子・父子医療費助成及び重度心身障害者医療費助成についても、未婚のひとり親に対してのみなし寡婦(夫)控除及び譲渡所

得に係る特別控除額を適用することとなった。

婚姻歴のないひとり親家庭について、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用することで、ひとり親家庭が利用するサービス等の負担の公平化を図る。

また、手当等の法令で適用されている譲渡所得に係る特別控除額を適用することで、他の福祉制度との均衡を図る。

(1) 主な内容

① みなし寡婦（夫）控除の適用

対象者となる所得の算定方法において、地方税法上の寡婦（夫）控除が適用されない、未婚のひとり親について、要件を満たした場合、以下のとおり地方税法上と同様の控除とする。

ア みなし寡婦（夫）控除

（ア）控除額

27万円

（イ）要件

寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親のうち、a 又は b に該当する者。

a 婚姻（民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。以下同じ。）によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者）を有する者。

b 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者）を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である者。

イ みなし寡婦控除の特例

（ア）控除額

35万円

（イ）要件

①（イ）aのうち、前年の合計所得金額が500万円以下である者。

② 長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除

対象者となる所得の算定方法において、租税特別法措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、当該控除額を控除する。

(2) 今後の予定

令和元年9月 石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び石巻市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正
(施行予定年月日：令和元年10月1日)

6 「(仮称)石巻市複合文化施設の設置について」の一部変更について(教育委員会)

東日本大震災により被災し解体した石巻市民会館及び石巻文化センターの再建にあたり、文化ホール機能と博物館機能を併せ持つ(仮称)石巻市複合文化施設として整備を進めている。

市民の芸術文化の振興等の促進を図ることによる市民生活の向上と、文化芸術等の資料を収集し、展示を行うことで市民の教養の向上を図り、本市の文化芸術の発展に寄与する。

(1)主な内容

(仮称)石巻市複合文化施設として、(仮称)石巻市芸術文化センター及び(仮称)石巻市博物館の整備を進めるもの。

① (仮称)石巻市複合文化施設について

ア 施設概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階建て

所在地：石巻市開成1番地8

建築物の最高高さ 36.08m

敷地面積：22,323.89㎡

建築面積：8,403.14㎡

延べ面積：13,315.13㎡

駐車場：348台

② (仮称)石巻市芸術文化センターについて

ア 施設概要

延べ面積：10,805.96㎡

大ホール：1,254席(中ホール利用の場合は812席)

小ホール：300席

大研修室、研修室1～4、和室、活動室1～4、市民ギャラリー、創作室、アトリエ、小楽屋1～6、中楽屋1～4、大楽屋1～2ほか

イ 運営方法

(ア)管理運営 指定管理者に行わせることができるものとする。

(イ)使用料金 別表のとおり ※使用料等は減免することができるものとする。

(ウ)開館時間 午前9時から午後10時までとする。ただし、特別な事由があると認められる場合は、開館時間前及び開館時間後の使用も可能とする。

(エ)休館日 休館日は毎週月曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日を休館日とする。また、12月28日から翌年の1月4日についても休館日とする。

※教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または開館日に休館することができる。

③ (仮称)石巻市博物館について

ア 施設概要

延べ面積：2,509.17㎡

常設展示室：832.22㎡

企画展示室：377.12㎡

収蔵庫1(中湿)、収蔵庫2(低湿)、収蔵庫3(高湿)、学芸室ほか

イ 運営方法

(ア) 管理運営 指定管理者に行わせることができるものとする。

(イ) 観覧料金 別表のとおり ※観覧料は減免することができるものとする。

(ウ) 開館時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な事由があると認められる場合は、開館時間前及び開館時間後の使用も可能とする。

(エ) 休館日 休館日は毎週月曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日を休館日とする。また、12月28日から翌年の1月4日についても休館日とする。

※教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または開館日に休館することができる。

(2) 今後の予定

令和元年 9月 市議会第3回定例会へ（仮称）石巻市複合文化施設条例の制定について提案

12月 市議会第4回定例会へ指定管理者の指定について提案

令和2年 4月 指定管理者による事前予約等の準備業務開始

同月 プレイベントの実施

12月 （仮称）石巻市複合文化施設建設工事完了

令和3年 3月 （仮称）石巻市複合文化施設開館

【その他】

- ・ものうふれあい祭 2019 はねこ踊りフェスティバル in 桃生について（桃生総合支所）

以 上